

府中市寝たきり高齢者理容師派遣の利用上の注意

1. 理容師が訪問する際は、できるだけご本人以外の付き添いの方の同席をお願いします。
2. 対象要件は、ご自宅にお住いの65歳以上で、要介護3以上に認定されている方です。
なお、施設に入所されている方は対象外となりますのでご注意ください。
3. 本事業は、ヘアカットのサービスのみを提供する為、シェービングやシャンプー等は行っておりません。ヘアカット以外をご希望の場合は、訪問した理容師にご相談の上で有料にて依頼するようお願いいたします。
4. 本事業は、理容組合に委託して実施しておりますが、作業後の清掃は依頼しておりませんので、大まかな清掃以外の細かい刈毛処理は各ご家庭でお願いします。
5. 利用回数の上限は、月1回を限度とし、年度ごとに合計8回までです。
利用券等は無く、派遣当日にご本人のご署名(代筆可)をお願いしています。
6. 介護度が下がり要介護3未満になると本事業が利用できなくなります。再び要介護3以上となり本事業の利用を希望する際は、改めて申込書を提出してください。

【お問合せ先】 府中市 福祉保健部 高齢者支援課 地域支援係
電 話 042-335-4011 (直通)

府中市寝たきり高齢者美容師派遣の利用上の注意

1. 美容師が訪問する際は、必ずご本人以外の付き添いの方の同席をお願いいたします。利用者だけの場合は、サービスが受けられない場合がありますのでご注意ください。
2. 対象要件は、ご自宅にお住いの65歳以上で、要介護3以上に認定されている方です。施設に入所されている方は対象外となりますのでご注意ください。
3. 本事業は、ヘアカットのサービス以外は行っておりません。
4. 本事業は、美容組合に委託して実施しておりますが、作業後の清掃は依頼しておりませんので、大まかな清掃以外の細かい刈毛処理は各ご家庭でお願いします。
5. 利用回数の上限は、月1回を限度とし、年度ごとに合計8回までです。利用券等は無く、派遣当日にご本人のご署名(代筆可)をお願いしています。
6. 介護度が下がり要介護3未満になると本事業が利用できなくなります。再び要介護3以上となり本事業の利用を希望する際は、改めて申込書を提出してください。

【お問合せ先】 府中市 福祉保健部 高齢者支援課 地域支援係
電 話 042-335-4011 (直通)